## NPO政策連絡会議 運営細則

2013年5月24日

- 1. NPO政策連絡会議(以下「会議」と略)の規約を実施するためにこの細則を定める。
- 2. 会議は、世話団体ML(メーリングリスト)と全体MLの2種類のMLを設置する。
- 3. M L に登録できるのは、世話団体の場合、1団体4名まで。参加団体は1団体2名までとする。
- 4. MLは、会議の目的に沿った使い方をすることとし、他団体の批判、誹謗中傷、自団体のイベント紹介、自団体の広報や会議の目的達成に関係ない連絡事項を発信しないこととする。政策提言内容に関する異論は構わないが礼儀と節度をもって行うこととする。また、あまりにも長い特定課題に関する議論が起こる場合は、MLを別にするなどして、全体の意見交換のバランスを保つ。細則にないMLの運営方法は、代表が定める。細則や代表が定める方法に従わない場合は、MLからはずすこともあり得る。
- 5. 世話団体は、参加団体の拡充に努める(最低20団体以上を確保)とともに、参加団体を分野別に一定代表する役割を担う。世話団体は、制度アンケートや連絡事項を一定集約、取捨・整理する役割も担う。ネットワーク団体が一括して登録する方法も可だが、その場合は、ネットワーク参加団体も会議の参加団体として取り扱うことを了解を得るものとする。参加団体は、どの団体を自分の世話団体とするか選ぶこととする。世話団体がない団体は、代表団体が世話団体となることを了承する。登録事務料は、世話団体が20団体以上一括して登録する場合は、20団体ごとにつき1万円とする。(1団体3千円。2~20団体1万円。21団体~40団体2万円…)
- 6. テーマ・分野において、複数団体が世話団体となることは排除しない。
- 7. 政党との協議の場において、世話団体が、優先的に分野を代表して意見を述べることができるように代表は努力する。この場合、より多くの団体の意見を集約した団体の意見発表を原則的により優先する。
- 8. 意見が割れる政策要望に関しては、世話団体と代表の間で協議するが、当面は、代表が統括することとする。意思決定プロセスについては、意見集約をしながら見直す。なお、政党からの要望もあり、政党から団体や政策の指名があった場合は、それを優先する。
- 9. 世話団体がない分野については、代表が働きかけて、世話団体を今後増やしていく努力

をするが、参加団体も積極的に推薦・紹介を行う役割を担う。

10. この細則にない事項については、必要に応じて、代表が定め、MLで通知する。